

# 警察庁環境配慮の方針

平成16年7月12日  
警察庁  
令和5年2月28日最終改定

## 1 はじめに

政府は、環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにするため、平成12年12月22日に「環境基本計画」を閣議決定した。同計画では、持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員である全ての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことを目指すことが必要とされており、特に、関係府省は、同計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされている。

これを受けて、警察庁としても下記のように警察庁環境配慮の方針を明らかにして、日常業務において環境に配慮した取組を推進するとともに、所管の政策分野における環境施策の方向性を示していくこととする。

## 2 日常業務における環境に配慮した取組の推進

警察庁はこれまで、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府の実行計画を推進するとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境への負担が少ない物品等を積極的に調達（グリーン調達）してきた。今後も、日常業務において以下のような環境に配慮した取組を推進していくこととする。

### (1) 物品等の購入や使用に当たっての取組

#### ア グリーン調達の推進

グリーン購入法に基づき警察庁において毎年定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、グリーン調達を推進する。

#### イ 自動車等の効率的利用

(ア) 代替可能な電動車がなない場合等を除き、公用車の全てを電動車とすることに向けて努める。

(イ) 公用車の共同利用により効率化を図る。

(ウ) エコドライブ（加減速の少ない運転、アイドリングストップ等）を励行する。

#### ウ 再生可能エネルギー電力調達の推進

調達する電力について、再生可能エネルギー電力の比率の向上に努める。

#### エ 用紙類の使用量の削減

(ア) 電子メールや庁内LANの積極的な活用、文書・資料等の電磁的記録媒体での保存等によるペーパーレス化を推進する。

(イ) 両面コピーの徹底を図る（内部で使用する各種資料を始め、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、特段の支障のない限り極

力両面コピーとする。 ) 。

(ウ) 使用済み封筒の再利用の徹底を図る。

オ ゴミの分別やリサイクルの推進

(ア) プラスチックごみの排出の抑制やリサイクルを推進する。

(イ) コピー機やプリンターのトナーカートリッジの回収を推進する。

(ウ) 分別回収用のボックスを設置する。

(エ) 不要になった用紙等をクリップ、バインダー等を外して分別回収する。

(2) 庁舎の整備・管理等における取組

ア 太陽光発電の最大限の導入

保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入に向けた取組を推進する。

イ 建築物における省エネルギー対策の徹底

(ア) 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

(イ) 冷暖房の適正な温度管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を行う。また、職員においては、「クールビズ」「ウォームビズ」を励行する。

ウ LED照明の導入

(ア) 庁舎の新築・改修時にはLED照明を導入するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行う。

(イ) 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

エ O A機器類の節電に努める。

オ エネルギー使用量の抑制のため、計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、有給休暇の計画的取得の徹底等を図る。

### 3 環境施策の推進

警察庁の所管する政策分野においては、以下のような環境対策を講ずる。

(1) 交通管理による環境対策の推進

ア 交通需要マネジメント施策を推進する。

イ ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

ウ 信号機、交通管制センター等を整備する。

エ 道路交通情報通信システム（V I C S）の整備等、高度道路交通システム（I T S）を推進する。

オ 信号灯器のLED化を推進する。

(2) 環境事犯の取締りの推進

ア 不法投棄事犯等の環境事犯の取締り活動を推進する。

イ 毎年、廃棄物事犯等の環境事犯の検挙状況から、事犯の特徴等を分析する。

### 4 推進体制

警察庁環境配慮の方針推進委員会において、本方針の推進を図るとともに、毎年度、進捗状況の点検を行い、本方針の見直しを行う。また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年6月2日法律第77号）第6条に基づき、その結果を警察庁ホームページで逐次公表する。